

保育園入園基準指数表

番 号	区 分	保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保育にあたれない場合)		入園指数	
1	居宅外勤労	外 勤	正 規 (育休明含)	週5日以上1日8時間の就労(週40時間)	10
				時短勤務を修得中等の理由により勤務が1日8時間に満たない	9
			非常勤 (派遣社員) (契約社員) (パート)	週5日以上1日8時間の就労(週40時間)	9
				週5日以上1日7時間の就労(週35時間)	8
				週5日以上1日6時間の就労(週30時間)	7
		週5日以上1日3時間～6時間以下の就労		6	
		農 業	中心者	農地50アール以上 畑3アール以上	5
				農地30アール以上50アール未満 畑3アール未満	4
				農地10アール以上30アール未満	3
			協力者	中心者に準ずる指数から調整	-1
2	居宅外勤労 ・ 居宅内勤労		自 営	中心者	週5日以上1日8時間以上の就労
協力者	週5日以上1日7時間以上の就労	6			
	週5日以上1日5時間以上の就労	5			
事業所が居宅内の場合は上記指数から調整	1/2				
父母同一の事業所で就労している場合	-2				
		内 職	3歳児以上に限る	5	
1・2どちらかに該当する場合		就労予定者 事業開始予定者	1・2に準ずる指数 上記指数から調整	() -1	
		証明及び勤務している事業所の事業主が保護者の親族に当たる場合		-2	
3	出 産	出産の前後で、保育が出来ない場合(産前3ヶ月産後2ヶ月)		8	
4	疾病・負傷 (本人)	疾 病	入 院	1ヶ月以上を要する場合	10
			居 宅 内	1ヶ月以上の常時病臥	10
		精神性(3級以上)、感染性疾患		10	
		一般療養		5	
		心身障害者		身体障害手帳1・2級 療育手帳A判定 要介護4級・5級	10
		身体障害手帳3・4級 療育手帳B判定 要介護3級	7		
		身体障害手帳4級以下 療育手帳C判定 要介護1・2級	5		
5	介 護	病 院	1月以上の入院付添い	7	
		施設等付添い	週5日以上付添い	10	
			週3日以下の付添い	5	
		自 宅 療 養	重度障害者(障害者手帳1・2級)寝たきり老人の全介護	10	
		上記以外の場合	5		
6	就 学	昼間5時間以上、月60時間以上の就学・技能習得のため保育にあたれない場合		6	
7	求 職 中	就職活動中		1	

調整指数	特例事由	調整指数
	児童福祉の観点から、特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	※
	災害の復旧にあたっている場合	※
	母子・父子家庭、生活保護世帯	+5
	単身赴任等により父母が別居している場合	+3
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で7時間以上勤務※	+3
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で4時間以上7時間未満※	+2
	兄弟がすでに入所している (H31年度兄弟が 5・4・3・2・1歳)	+2
	小規模保育事業等の卒園児(3歳児以上)	+2
	保育料の滞納が3ヶ月以上となっている世帯 (兄弟姉妹卒園児含)	-5
	祖父母が同じ敷地内に住居を構え、65歳未満で仕事していない場合	-2

※保育士等とは保育士、幼稚園教諭、保育教諭とする。

【入園調整の方法について】
 指数に基づいて①～③のとおり園を決定する。

①同一の希望保育施設において、希望順に関わらず、**指数の高い世帯順**に決定する。
 例) A(10点の第3希望) と B(8点の第1希望) → Aに決定

②同一指数の場合、その保育施設の**希望順が高い世帯**に決定する。
 例) C(10点の第1希望) と D(10点の第2希望) → Cに決定

③指数・希望順がすべて同じ条件の場合は、次のとおり優先度を決定する。

【入園調整指数が同点の場合の優先度について】
 指数が同点で希望順位も同じ場合は次のとおり決定する。

①保護者が市内保育施設等に勤務する保育士・幼稚園教諭の優先
 市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
 ↓

②基準点が高い
 基準点と調整指数で同点の場合は、基準点が高い(勤務時間・日数が多い)ものを優先とする。基準点で並んだ場合は、月あたりの勤務時間が長いものを優先とする。
 ↓

③母親の勤務地要件
 母親の勤務地が遠方で、通勤時間の関係で希望園以外の保育園の通園が難しい(開所時間を超える)と判断できる場合は優先とする。
 ↓

④祖父母と同居(同一住所含む)していない世帯、養育する小学生以下の人数が多い世帯を優先
 ↓

⑤住民税額(世帯収入)が低い世帯を優先する。
 保育園等は、児童福祉法に基づく福祉施設・事業のため、住民税額が低い世帯を優先とする。